

第105期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

[事業報告]

1. 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」
2. 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」
3. 当行の新株予約権等に関する事項
4. 会計監査人に関する事項
5. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
7. 特定完全子会社に関する事項
8. 親会社等との間の取引に関する事項
9. 会計参与に関する事項
10. その他

[計算書類等]

- ・ 個別注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 連結株主資本等変動計算書

株式会社琉球銀行

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令および当銀行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ(<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1, 3 6 8 人
平 均 年 齢	4 1 年 0 月
平 均 勤 続 年 数	1 7 年 6 月
平 均 給 与 月 額	3 7 2 千 円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員（266人）及び嘱託（120人）は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(2) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
那 覇 地 区	3 1 店 (うち出張所 9)
南 部 地 区	8 (1)
中 部 地 区	2 7 (4)
北 部 地 区	6 (1)
離 島 地 区	3 (-)
県 外 地 区	1 (-)
合 計	7 6 (1 5)

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を49,879カ所（うち当行CD/ATM 138カ所、イーネットATM 12,213カ所、ローソンATM 13,448カ所、セブン銀行ATM 24,080カ所）設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ございません。

注 当年度において店舗外現金自動設備をイーアス沖縄豊崎ほか4カ所新設いたしました。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

(3) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 社外役員に関する事項

社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
譜久山 當則	
富原 加奈子	沖縄県経営者協会 女性リーダー部会部会長 (注1)
花崎 正晴	埼玉学園大学 教授 (注2) 一橋大学 名誉教授 (注3)
高橋 俊介	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授 (注4) ピープル・ファクター・コンサルティング 代表 (注5)
中山 恭子	J T S 税理士法人 代表社員、公認会計士、税理士 (注6)
北川 洋	

注1. 沖縄県経営者協会とは経常的な取引がありません。

注2. 埼玉学園大学とは経常的な取引がありません。

注3. 一橋大学とは経常的な取引がありません。

注4. 慶應義塾大学大学院とは経常的な取引がありません。

注5. ピープル・ファクター・コンサルティングとは経常的な取引がありません。

注6. J T S 税理士法人とは一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の直近事業年度末の総預金に占める同社の割合は 0.1%未満であり当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。なお、融資取引はありません。

3. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	① 名称 株式会社琉球銀行第1回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 10,800株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2011年8月1日～2041年7月28日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社琉球銀行第2回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,600株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2012年8月1日～2042年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社琉球銀行第3回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 14,000株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2013年8月1日～2043年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取 締 役	① 名称 株式会社琉球銀行第4回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,600 株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1 円 ④ 新株予約権の行使期間 2014年8月1日～2044年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	4名
	① 名称 株式会社琉球銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,100 株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1 円 ④ 新株予約権の行使期間 2015年8月1日～2045年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	6名
	① 名称 株式会社琉球銀行第6回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 29,300 株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1 円 ④ 新株予約権の行使期間 2016年8月1日～2046年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	6名
	① 名称 株式会社琉球銀行第7回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 24,600 株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1 円 ④ 新株予約権の行使期間 2017年8月1日～2047年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社琉球銀行第8回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,500株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2018年8月1日～2048年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	7名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
監 査 役	① 名称 株式会社琉球銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,400株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2015年8月1日～2045年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる	1名
	① 名称 株式会社琉球銀行第6回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,500株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2016年8月1日～2046年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	3名
	① 名称 株式会社琉球銀行第7回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,900株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2017年8月1日～2047年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	4名
	① 名称 株式会社琉球銀行第8回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,600株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2018年8月1日～2048年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	4名

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
E Y 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 耕田 一英 指定有限責任社員 川口 輝朗	(監査証明業務) 57 (非監査業務) 18	(報酬等について監査役会が同意した理由) 注 1 (非監査業務の内容) 注 5

- 注1. 当行監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、事業所別・項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度にかかる報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当行及び子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は 80 百万円であります。
4. 株式会社琉球リースは E Y 新日本有限責任監査法人以外の会計監査人が計算書類等の監査を行っております。
5. 非監査業務の内容は、予想信用損失モデルに基づく引当金の導入に向けた助言業務であります。

(2) 責任限定契約

会計監査人と締結している会社法第 427 条第 1 項にかかる契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会では、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、執行機関の見解も考慮の上、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する方針については、特に定めておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当行は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会の決議により「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めております。当該基本方針と運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法令および定款に従い職務を執行し、当行全体の法令遵守態勢が適切なものになるよう努め、取締役会は、各取締役の執行状況を相互に監督する。

取締役会は、法令、定款およびその他行内規程の遵守を徹底するために、コンプライアンスの基本方針、組織体制、権限等を「コンプライアンス・マニュアル」および関連規程で定める。さらに、コンプライアンス上の事件、事故の未然防止あるいは拡大防止を目的に、コンプライアンス報告ルールおよび内部通報制度を定めるとともに、内部監査部門を設置し、内部統制の有効性と妥当性の確保に努める。あわせて、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

取締役会は、毎年、コンプライアンス・プログラムを制定し、使用人（当行の従業員、派遣契約に基づき当行に派遣されている労働者、業務請負契約等に基づき当行内に常駐する労働者、当行が雇用するパート、アルバイトをいう。以下同じ）に対する適切な研修、教育を実施し、その定着状況を取締役会で確認する。

（当該体制の運用状況）

法令等遵守については、毎年度、コンプライアンス・プログラムを年度初めに策定し、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を随時を含め 8 回開催するなどにより迅速な施策展開を図ったほか、中間評価と最終評価はコンプライアンス委員会と取締役会にて報告しました。

コンプライアンス・プログラムにおいて、役員等研修を重点施策の一つとしており、例年、コンプライアンス研修、セミナー、地銀協研修などへの派遣等を実施しています。新型コロナウイルスの感染拡大により 2020 年度は研修への派遣が困難であった状況を踏まえ、オンラインの研修・セミナー等へ参加しました。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報（以下、職務執行情報）は、文書または電子媒体に保存し、関連規程に従い適切に保存、管理する。

職務執行情報は、取締役、監査役会等の求めに応じ、随時、提供できる体制を構築する。

（当該体制の運用状況）

2020 年度に 15 回開催した取締役会および 14 回開催した監査役会については、開催の都度議事録を作成し、出席した取締役および監査役の記名・捺印のうえ本店に保存しており（電磁的な方法で議事録を作成した場合は、電子署名をした上でデータセンターへ保存しています）、取締役、監査役等の求めに応じ、随時提供できる体制となっています。

そのほか取締役が関与する重要会議の議事録は行内イントラネットに電磁的に保存し、適切な権限設定のうえ必要に応じて閲覧できるように管理されています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は経営の健全性および適切性の確保、安定した経営基盤の確立を目的に、「リスク管理基本方針」、「リスク管理統括規程」および関連方針や関連規程等を制定し、各リスクの管理部署、管理方法を定め、リスクを適切に管理するとともに、リスク管理体制の整備、強化に努める。

各リスクの所管部署は、担当の取締役が管掌する。また、各リスクの所管部署は、定期的にリスクの管理状況を取締役会、常務会、各種委員会等に報告する。

不測の災害や事故等については、緊急措置ならびに行動基準を規定する「危機管理計画」を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開に備える。

（当該体制の運用状況）

リスク管理については、リスク管理統括規程により定めた部署により適切に実施しており、2020 年度に 12 回開催した ALM 委員会に管理状況が報告されたほか、リスクの特性に応じ定められた頻度・方法により経営陣または取締役会等に報告されています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の委任を受けた重要事項の決議、重要事項の審議、頭取諮問機関として常務会を設置するほか、必要に応じ取締役会、常務会、取締役に対する意見具申のために、「会議体規程」および関連規程で定める各種委員会等を設置する。

取締役会の効率的な職務執行を確保する観点から、取締役会、常務会、その他各職位の職務権限、事務分掌を「職務権限規程」、「組織規程」および関連規程で定めるとともに、必要に応じ職務執行の権限委譲を活用する。

(当該体制の運用状況)

2020年度は常務会を62回開催し、取締役会の委任を受けた重要事項等を審議しました。なお、常務会には常勤監査役が出席しているほか、審議の結果は取締役会に報告されています。なお、取締役会付議基準は取締役会にて決議されております。

(5) 当行ならびに子会社から成るグループ各社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、グループ各社の業務の適正性を確保するとともに、経営の効率化ならびに適切なリスク管理を実現するために、管理体制、権限、当行への調整・報告事項等を「りゅうぎんグループ統括要綱」で定める。

内部監査部門は、グループ各社のリスク管理状況を監査し、損失発生危険および不適正な業務等を把握した場合は、取締役会等へ報告する。

グループ各社は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、使用人に対して適切な研修、教育を実施し、コンプライアンスの浸透、定着を図る。

(当該体制の運用状況)

「りゅうぎんグループ統括要綱」においてグループ会社の運営および管理について規定しており、また同統括要綱は、必要に応じて適宜見直しを行っています。

グループ会社の法令遵守態勢等については、法令もしくは定款に違反する行為または恐れが有る場合は、総合企画部関連事業室を通じてリスク統括部および当行監査役へ報告する体制としています。また、四半期毎に各グループ会社の法令遵守状況を取締役会へ報告しています。

監査の実効性を高めるため監査部において日次ベースのオフサイトモニタリングを実施しています。オフサイトモニタリングを活用したリスクアセスメントの結果や内包されるリスクの軽重を斟酌し、リスクベースで監査対象を選定する態勢としています。

(6) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するために、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。監査役が職務遂行を補助する使用人を求めたときは、監査役の職務遂行を補助する使用人を配置する。

(当該体制の運用状況)

監査役を補助する部署として監査役室を設置しており、監査役室長には営業店管理職および本部業務、本部管理職等を経験した、幅広い業務に知識と経験をもつ者を配置しています。

(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人の任命・解雇・人事異動は、取締役からの独立性を考慮し、事前に監査役会の同意を得る。

監査役を補助する使用人は、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず、取締役から独立し、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

監査役を補助する使用人の人事的な評価については、監査役の意見を尊重する。

(当該体制の運用状況)

2020年3月開催の監査役会において事前同意を得た後、2020年4月に監査役室長の人事異動を実施後、現在まで職務を遂行しています。なお、監査役室の担当者は他の役職を兼務しておらず、取締役の執務室から離れ監査役と同じ執務室にて、監査役の指揮監督下で職務を行っています。

(8) 当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人は、当行グループ各社に著しい損害をおよぼす事実を発見した場合、当行グループ取締役および使用人の法令もしくは定款に違反する行為または恐れがある場合は、当該事実に関する事項、その他取締役会または監査役会が定める事項を監査役へ報告する。

なお、当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人が、内部通報制度等を活用して監査役に報告した場合においても、報告者に対して不利益な取り扱いを行わないものとする。

当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人は、監査役が監査業務の執行に必要と判断した事項および当行グループ各社の業務および財産の状況の調査に必要と判断した事項を監査役に報告する。

(当該体制の運用状況)

基本規程「監査役への報告事項等について」にて監査役に報告すべき事項を定め、著しい損害を及ぼす事実が発生した場合等には監査役に報告がなされる体制としており、規程に則った報告がなされています。また、グループ各社においてコンプライアンス違反等による重大なリスクが発生する事実をグループ会社の取締役・監査役および使用人が発見した場合等には、「りゅうぎんグループ統括要綱」で定める内部通報制度の利用により当行監査役に報告がなされる体制が整備されています。

リスク統括部コンプライアンス室は受け付けた通報・相談内容について、速やかにリスク統括部長およびリスク統括部担当役員に報告しています。通報・相談実績や調査結果等については、コンプライアンス委員会（監査役出席）にて報告しています。

(9) 監査役職務執行にかかる費用の処理

監査役が当行に対して、その職務の執行にかかる費用の前払いまたは償還を請求した場合は速やかに処理するものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役監査基準により監査費用の前払いまたは償還を受けることができることが定められており、費用請求があった場合は当行にて速やかに処理されています。

(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、法律に定める事項のほか、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議して定め、頭取および内部監査部門等は、監査役会との情報交換会を定期的に行い、監査が実効的に実施される監査体制を構築する。

監査役は、常務会、融資委員会、ALM委員会等の主要な会議、各種委員会等にオブザーバーとして出席し、取締役の意思決定および業務の執行を確認することができるものとする。

(当該体制の運用状況)

常勤監査役は、2020年度に62回開催された常務会に全62回オブザーバーとして出席し、必要に応じて意見を述べているほか、頭取ほか役付取締役と毎月意見交換を実施しています。

また、監査役は、内部監査部門、会計監査人から定期的に報告を受けるとともに内部監査部門と会計監査人を交えた意見交換会を開催しています。また、必要に応じて情報交換を随時行うなど、監査が実効的に行われるための連携を図っています。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

取締役会は、金融機関として公共の信頼維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的に「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対し、組織的に毅然とした態度で関係を遮断する。

反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署および情報収集、管理、報告方法等を定め、行内研修等により周知をはかるとともに、警察や警察関係機関および弁護士等外部の専門機関と連携することで、情報収集や事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

行内規程にて、反社会的勢力への対応について明示するとともに、反社会的勢力との取引を防止するための情報収集、管理、報告、事前審査態勢を整備しています。

業務規程「反社会的勢力への対応について」において、反社会的勢力への対応に関する主管部署をリスク統括部とし、業務に応じて所管部署を定めています。また、リスク統括部と所管部署の役割を定め、横断的に協力できる態勢としています。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

会計参与設置会社ではありません。

10. その他

会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、定款において、会社法第 459 条第 1 項第 1 号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。かかる自己株式の取得については、当行の財務状況や、当行を取り巻く経済環境等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5～50年

そ の 他 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、将来に関するマクロ経済指標の予想に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,492百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、主に当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

- 過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻引当金

睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う損益については、全銘柄を通算して、益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、損の場合は「その他業務費用」として表示しております。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」により、会計方針に関する事項に「投資信託の解約・償還に伴う損益」の表示方法について新たに注記しております。

表示方法の変更

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

(貸倒引当金の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 9,258百万円(うち、一般貸倒引当金 6,740百万円)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、【注記事項】(重要な会計方針)6 引当金の計上基準(1) 貸倒引当金に記載しております。

② 主要な仮定

- ・ 債務者区分の判定における主要な仮定は貸出先の将来の業績見通しであります。貸出先の将来の業績見通しは、各債務者が策定した経営改善計画等に基づき、収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- ・ 一般貸倒引当金の算定に用いた主要な仮定は、将来のマクロ経済指標、景気循環における足元と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の発生確率、外部環境等の著しい変化の有無であります。将来のマクロ経済指標は、景気予想や株価の推移に基づき設定しております。景気循環における足元と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の発生確率は、景気悪化の兆候をリスクファクターとして設定し、その該当の有無より発生確率を決定しております。なお、今後の見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、経済活動は2021年度を通じごく緩やかな回復シナリオを想定しております。外部環境等の著しい変化の有無は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め、グループの業績に重要な影響を与える可能性がある事象の発生の有無により判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化や新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

(貸倒引当金の見積りの変更)

当行では、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づく予想損失額を最善の見積りとして、一般貸倒引当金を算定してまいりました。

当行は景気変動等に依らない安定的な金融仲介機能の発揮を目的として、将来に関する予測を貸倒引当金へ反映させる手法、態勢につき検討を進めてまいりました。

当事業年度末において、将来に関するマクロ経済指標の予測に基づき把握した予想損失が、実際の貸倒として顕在化する以前に、より適切に貸倒引当金へ反映させる合理的な見積りが可能となったことから、貸倒引当金に関する見積りの変更を行っております。

具体的には、貸倒の発生確率との相関の高い複数のマクロ経済指標と当行が想定している景気変動の見通しから、景気循環における足元の立ち位置と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の実現可能性に応じて、業種別・信用格付別等のグループ毎に過去の貸倒の発生確率を基に、将来見込みによる必要な修正を加えて予想損失額を算定し、さらに外部環境等の著しい変化により、当事業年度末に保有する債権の信用リスクが高まっていることが想定される場合には、予想損失率に所要の修正を加え、貸倒引当金を計上するものであります。

この見積りの変更により、当事業年度末の貸倒引当金は2,048百万円増加し、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益は2,048百万円減少しております。

なお、今後の見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、経済活動は2021年度を通じごく緩やかな回復シナリオを想定していますが、貸倒引当金の見積りに用いた仮定については現時点における最善の見積りであるものの、当該仮定には不確実性が存在しております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の感染状況等による影響の変化によっては、翌事業年度以降の計算書類において当該貸倒引当金は増減する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,406 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 759 百万円、延滞債権額は 24,125 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 490 百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 23,155 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 48,531 百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,899 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	123,135 百万円
その他の資産	14 百万円
預け金	10 百万円

担保資産に対応する債務

借入金	110,000 百万円
預 金	15,468 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,093 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 1,016 百万円、その他の資産 26 百万円及び預け金 15 百万円を差し入れております。

子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。また、その他の資産には保証金 865 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 301,980 百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 296,245 百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,945百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 16,408百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 253百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,191百万円であります。
13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 35百万円
14. 関係会社に対する金銭債権総額 20,757百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 12,131百万円
16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、257百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	242百万円
役務取引等に係る収益総額	141百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	41百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	902百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	623百万円

2. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	りゅうぎん保証㈱	沖縄県那覇市	信用保証業務	直接 100.00%	役員の兼任 債務の被保証	(注1) 被債務保証 支払保証料	537,835 162	— —	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1 当行の取扱う個人ローン商品等に対する債務保証残高であり、保証料率については、商品ごとに保証対象の信用リスク等を勘案し決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	180	0	58	123	注

注 単元未満株式の買取による増加並びに譲渡制限付株式の割当て 36 千株及び新株予約権の権利行使 22 千株による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	26,992	27,512	519
	社債	3,165	3,177	12
	小計	30,158	30,689	531
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	326	325	△0
合計		30,484	31,015	531

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

注 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,251

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,066	596	470
	債券	95,173	94,966	206
	国債	34,925	34,803	122
	地方債	51,228	51,165	62
	社債	9,018	8,997	21
	その他	43,717	43,364	352
	小計	139,957	138,927	1,029
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	275	297	△22
	債券	123,449	123,713	△263
	国債	2,362	2,364	△2
	地方債	110,519	110,705	△186
	社債	10,568	10,643	△74
	その他	35,627	36,207	△579
	小計	159,353	160,218	△865
合計		299,310	299,146	163

注 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,881
その他	1,083
合計	2,964

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当ございません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	648	18	20
債券	41,825	87	63
国債	26,414	68	16
地方債	15,410	18	46
その他	25,000	484	376
合計	67,473	590	459

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	33	△0

2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当ございません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の (百万円)
その他の金銭の信託	500	500	—	—	—

注「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,198 百万円
退職給付引当金	1,533
減価償却	335
有税償却有価証券	378
その他有価証券評価差額金	7
その他	907
繰延税金資産小計	6,361
評価性引当額	△1,226
繰延税金資産合計	5,135
繰延税金負債	
前払年金費用	236
その他	86
繰延税金負債合計	323
繰延税金資産の純額	4,811 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,699円 95銭
1株当たりの当期純利益金額	37円 62銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	37円 47銭

第105期

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株予約権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
		資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計								
当 期 首 残 高	56,967	12,840	86	12,926	2,949	42,061	45,010	△250	114,654	163	1	838	1,003	250	115,908
当期変動額															
剰余金の配当					257	△1,546	△1,288		△1,288						△1,288
当期純利益						1,616	1,616		1,616						1,616
自己株式の取得								△0	△0						△0
自己株式の処分			△14	△14				80	66						66
土地再評価 差額金の取崩						87	87		87						87
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）									—	8	△1	△87	△80	△31	△112
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△14	△14	257	157	415	80	481	8	△1	△87	△80	△31	369
当 期 末 残 高	56,967	12,840	72	12,912	3,206	42,219	45,426	△170	115,135	171	—	751	922	219	116,277

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

株式会社 りゅうぎんディーシー

りゅうぎん保証 株式会社

株式会社 OCS

株式会社 琉球リース

(2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

りゅうぎん6次産業化ファンド投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合

非連結子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当する会社はございません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当する会社はございません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

りゅうぎん6次産業化ファンド投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当する会社はございません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも3月末日であります。

簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、将来に関するマクロ経済指標の予想に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,492百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻引当金の計上基準

睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認めた額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード業務に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認めた額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し、必要と認めた額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

- 過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. 収益及び費用の計上基準

リース業を営む連結子会社のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

一部の連結子会社の、包括信用購入斡旋業務及び個別信用購入斡旋業務の収益の計上については、期日到来基準とし、主に7・8分法によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結される子会社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。

16. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う損益については、全銘柄を通算して、益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、損の場合は「その他業務費用」として表示しております。

（追加情報）

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」により、会計方針に関する事項に「投資信託の解約・償還に伴う損益」の表示方法について新たに注記しております。

未適用の会計基準等

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・ 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

当行並びに連結される子会社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・ 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・ 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・ 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

当行並びに連結される子会社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

表示方法の変更

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

（貸倒引当金の見積り）

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
貸倒引当金 12,192百万円（うち、一般貸倒引当金 7,565百万円）
- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、連結注記表 会計方針に関する事項 5 貸倒引当金の計上基準に記載しております。
 - ② 主要な仮定
 - ・ 債務者区分の判定における主要な仮定は貸出先の将来の業績見通しであります。貸出先の将来の業績見通しは、各債務者が策定した経営改善計画等に基づき、収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - ・ 当行の一般貸倒引当金の算定に用いた主要な仮定は、将来のマクロ経済指標、景気循環における足元と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の発生確率、外部環境等の著しい変化の有無であります。将来のマクロ経済指標は、景気予想や株価の推移に基づき設定しております。景気循環における足元と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の発生確率は、景気悪化の兆候をリスクファクターとして設定し、その該当の有無より発生確率を決定しております。なお、今後の見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、経済活動は2021年度を通じごく緩やかな回復シナリオを想定しております。外部環境等の著しい変化の有無は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め、グループの業績に重要な影響を与える可能性がある事象の発生の有無により判断しております。
 - ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化や新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

（貸倒引当金の見積りの変更）

当行では、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づく予想損失額を最善の見積りとして、一般貸倒引当金を算定してまいりました。

当行は景気変動等に依らない安定的な金融仲介機能の発揮を目的として、将来に関する予測を貸倒引当金へ反映させる手法、態勢につき検討を進めてまいりました。

当連結会計年度末において、将来に関するマクロ経済指標の予測に基づき把握した予想損失が、実際の貸倒として顕在化する以前に、より適切に貸倒引当金へ反映させる合理的な見積りが可能となったことから、貸倒引当金に関する見積りの変更を行っております。

具体的には、貸倒の発生確率との相関の高い複数のマクロ経済指標と当行が想定している景気変動の見通しから、景気循環における足元の立ち位置と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の実現可能性に応じて、業種別・信用格付別等のグループ毎に過去の貸倒の発生確率を基に、将来見込みによる必要な修正を加えて予想損失額を算定し、さらに外部環境等の著しい変化により、当連結会計年度末に保有する債権の信用リスクが高まっていることが想定される場合には、予想損失率に所要の修正を加え、貸倒引当金を計上するものであります。

この見積りの変更により、当連結会計年度末の貸倒引当金は2,052百万円増加し、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益は2,052百万円減少しております。

なお、今後の見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、経済活動は2021年度を通じごく緩やかな回復シナリオを想定していますが、貸倒引当金の見積りに用いた仮定については現時点における最善の見積りであるものの、当該仮定には不確実性が存在しております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の感染状況等による影響の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類において当該貸倒引当金は増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額 156 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 774 百万円、延滞債権額は 24,217 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 527 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 23,430 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 48,949 百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,899 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	123,135百万円
リース債権及びリース投資資産	14,009百万円
その他資産	8,549百万円
貸出金	59百万円
預け金	10百万円

担保資産に対応する債務

借入金	128,545百万円
預金	15,468百万円
債券貸借取引受入担保金	1,093百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,016百万円、その他資産26百万円及び預け金15百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等の借入金等の担保として、差し入れているものはありません。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金32,000百万円、先物取引差入証拠金1,248百万円及び保証金927百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 318,395 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 312,660 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,945 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 19,402 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 253 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 3,191 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却 675 百万円、金銭の信託運用損 269 百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,108	—	—	43,108	
自己株式					
普通株式	180	0	58	123	注

注 単元未満株式の買取による増加並びに譲渡制限付株式の割当て 36 千株及び新株予約権の権利行使 22 千株による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			219		
	合計		—			219		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	751百万円	17.50円	2020年 3月31日	2020年 6月25日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	537百万円	12.50円	2020年 9月30日	2020年 12月4日
合計		1,288百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	537百万円	利益 剰余金	12.50円	2021年 3月31日	2021年 6月23日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行及び子会社6社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務、個別信用購入斡旋業等などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達及び貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っておりますが、デリバティブ取引は「市場リスクに対するヘッジ」、「お客様のニーズに対応した新商品の提供」のための手段として位置付けており、短期的な売買による収益手段としての「トレーディング」については取り組んでおりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当連結会計年度末現在における貸出金のうち、不動産業、医療・福祉業、建設業、小売業に対する貸出金の構成比が比較的高く、これらの業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、商品有価証券及び有価証券は、主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的及びその他有価証券として保有しているほか、一部の子会社ではその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には主に、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では先物為替予約取引、有価証券関連では債券先物取引、債券先物オプション取引等があります。当行では、金利リスク及び為替変動リスクを回避する目的で、「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規により、デリバティブ取引を行っております。金利リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象は、貸出金、債券等、ヘッジ手段は金利スワップ等であります。ヘッジ有効性の評価は、業種別委員会実務指針第24号に則り行っております。為替変動リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象は外貨建金銭債権債務、ヘッジ手段は通貨スワップ及び為替スワップであります。ヘッジ有効性の評価は、業種別委員会実務指針第25号に則り行っております。また、一部の子会社では、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理体制は、営業部門から独立し与信判断や銀行全体の信用リスクの管理を行う審査部、市場部門の信用リスクテイクや信用リスク管理を行う証券国際部、与信監査部門として資産の自己査定を監査するリスク統括部の相互牽制体制から構成されております。信用リスクのうち信用集中リスクについては、取締役会の定めた「融資運用方針」や「信用リスク管理方針」により特定の業種、企業、グループへの与信の集中を排除しており、融資運用方針の遵守状況を定期的に取り締役会が確認しております。貸出金等の与信から生ずる信用リスクの全体的な把握については、信用格付毎の倒産確率や債権毎の保全状況に応じた信用リスクを定量化することで行っており、格付毎、業種毎、地域毎の信用リスクの分布状況を把握・分析することで信用リスクを管理しております。市場取引にかかる信用リスク管理は、主に公正な第三者機関である外部格付機関の評価を用い、格付ランクに応じた取引限度額を設定、遵守することでリスク管理を徹底しております。

② 市場リスクの管理

ア 金利リスクの管理

当行グループは、スプレッド収益管理手法等を用いた ALM により金利リスクを管理しております。市場リスクに関する規程により、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、ALM 委員会において市場動向の把握・分析、資産の運用及び管理状況の把握・確認、今後の対応策等の協議を行っております。日常的には金融資産及び負債についてリスク統括部はリスクリミットやアラーム・ポイントの遵守状況を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

イ 為替リスクの管理

当行グループの為替リスクについては、主に為替スワップ取引及び債券レポ取引等を利用し、持高限度額を定め常にポジションをスクエアにし、為替相場の変動リスクを最小化することとしております。一部円投（外貨買）による外債運用も行っておりますが、運用方針にて取引限度額を定めるほかリスクの定量的分析等によりモニタリングを行い、過度なリスクテイクを抑制しております。

ウ 価格変動リスクの管理

当行の有価証券を含む投資商品の保有については、市場運用部門である証券国際部の運用方針に基づき、市場リスク統括部門であるリスク統括部の管理の下、市場取引運用基準に従って行われております。証券国際部では、事前調査や投資限度額の設定、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、当行および一部の子会社で保有している株式等の多くは、発行会社との取引関係の維持・深耕や県経済発展への寄与、社会的責任・公共的使命を果たすことを目的として保有しているものであり、取締役会において保有の適否等について検証しているほか、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報や管理状況は、ALM 委員会において定期的に報告されております。

エ デリバティブ取引

当行グループのデリバティブ取引のリスク管理体制につきましては、市場運用部門から独立した市場リスク統括部門として、リスク統括部を設置しております。市場運用部門につきましては、取引の約定を行う市場取引部門（フロントオフィス）と、運用基準・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門（ミドルオフィス）、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行う後方事務部門（バックオフィス）間による相互牽制体制を敷いております。また、デリバティブ取引の開始に際しましては、リスク統括部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定めて取引を開始しております。

オ 市場リスクに係る定量的情報

（ア） トレーディング目的の金融商品

トレーディング目的の金融商品は保有しない方針としております。

（イ） トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。当行では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度で予想される合理的な金利変動幅を用いた、当面1年間の損益に与える影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いています。

2021年3月31日現在、当行のトレーディング目的以外の金利リスク量（VaR）は、全体で7,304百万円であります（観測期間5年、信頼区間99%、保有期間：預貸金等250日、債券90日）。当該リスク量は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、合理的な予想変動幅を超える金利の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

また、価格変動リスクの影響を受ける「有価証券」のうち時価のある株式等については、過去のマーケット指標や市場価格の変動実績から、期末後1年程度で予想される合理的な価格変動幅を用いた、当面1年間の損益に与える影響額を、価格変動リスクの算定にあたっての定量的分析に利用しています。当該影響額の算定にあたっては、個別の価格変動幅を用いて見積ることを原則としています。

2021年3月31日現在、当行のトレーディング目的以外の価格変動リスク量（VaR）は、全体で1,946百万円であります（観測期間1年、信頼区間99%、保有期間：時価のある株式・投資信託90日、政策投資及び時価のない株式・投資信託250日）。当該リスク量は、金利などのリスク変数との相関を考慮しておりません。また、合理的な予想変動幅を超えるマーケット

指標や市場価格の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ウ) リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合の開示情報

(価格変動リスク)

当行において、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は「有価証券」のその他有価証券に分類される時価のない株式等があります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2021年3月31日現在のTOPIXのボラティリティ123 ベーシス・ポイント(1.23%、観測期間1年)から、当該金融資産についての価格変動リスク量(VaR)は2,652百万円となります(保有期間1年、信頼区間99%)。

(為替リスク)

当行において、為替リスクについては主に為替スワップ取引及び債券レポ取引等を利用し、持高限度額を定め常にポジションをスクエアにし、為替相場の変動リスクを最小化することとしております。一部円投(外貨買)による外債運用も行っておりますが、運用方針にて取引限度額を定めるほかリスクの定量的分析等によりモニタリングを行い、過度なリスクテイクを抑制しております。

2021年3月31日現在、当行の外貨調達に係る為替リスク量(VaR)は、発生しておりません(観測期間1年、信頼区間99%、保有期間90日)。当該リスク量の計測にあたっては、金利などのリスク変数との相関を考慮しておりません。また、合理的な予想変動幅を超える為替変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本方針としており、日々の資金繰りを担う証券国際部(資金繰り管理部署)と資金繰り管理部署の手法並びに手続きなどの適切性を検証する総合企画部(流動性リスク管理部署)を明確に区分し、相互に牽制する体制としております。

管理手法としては、支払準備額や預貸率等について、それぞれリスクリミットを設定し、モニタリングを実施することで、流動性リスクの状況を管理しております。また、不測の事態に備えて、資金繰りの状況を逼迫度に応じて4段階に区分し、それぞれの局面において権限者、対応策などを定め、速やかに対処できる体制を整えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

企業集団の事業の運営において重要なものについて開示しております。

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	525,140	525,140	—
(2) コールローン及び買入手形	506	506	—
(3) 金銭の信託	33	33	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	30,484	31,015	531
その他有価証券	299,352	299,352	—
(5) 貸出金	1,778,890		
貸倒引当金（*1）	△9,385		
貸倒引当金控除後	1,769,505	1,784,883	15,377
資産計	2,625,022	2,640,932	15,909
(1) 預金	2,453,399	2,453,466	△67
(2) 譲渡性預金	25,807	25,807	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	1,093	1,093	—
(4) 借入金	128,573	128,548	25
負債計	2,608,873	2,608,915	△42
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(833)	(833)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	△833	△833	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、重要性が乏しいこと及びそのすべてが、残存期間1年以内の短期であることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。デリバティブ取引については、情報ベンダーが提供する価格等を時価としております。投資信託は、証券投資信託委託会社が提供する価額によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を TIBOR 等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、譲渡性預金について預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のもの並びに重要性が乏しいものについては、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	
非上場株式(*1)(*2)	2,126
組合出資金(*3)	854
不動産投資信託(*4)	230
金銭の信託(*5)	500
合 計	3,711

(*1) 非上場株式のうち私募のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 非上場株式及び不動産投資信託のうち私募のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*5) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が私募リートなど時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	489,149	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	506	—	—	—	—	—
買入金銭債権	9	—	—	—	—	—
金銭の信託	33	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	10,167	10,635	2,520	205	—	6,956
うち国債	10,021	10,015	—	—	—	6,956
社債	146	620	2,520	205	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの	35,988	108,418	35,037	74,082	35,614	8,136
うち国債	20,087	—	2,015	2,514	12,549	—
地方債	—	57,092	24,377	69,021	10,378	1,001
社債	2,076	5,430	4,499	—	499	7,134
その他	13,824	45,894	4,144	2,546	12,187	—
貸出金(*2)	231,361	221,692	196,607	154,205	177,231	652,406
合計	767,216	340,746	234,164	228,494	212,846	667,499

(*1) 預け金のうち、満期のないもの489,124百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない25,131百万円、期間の定めのないもの120,253百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,338,225	107,915	7,258	—	—	—
譲渡性預金	25,807	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	1,093	—	—	—	—	—
借入金	117,326	9,315	1,924	3	3	—
合計	2,482,452	117,231	9,182	3	3	—

(*) 預金のうち、要求払預金1,722,001百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	26,992	27,512	519
	社債	3,165	3,177	12
	小計	30,158	30,689	531
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債	326	325	△0
合計		30,484	31,015	531

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,118	611	506
	債券	95,173	94,966	206
	国債	34,925	34,803	122
	地方債	51,228	51,165	62
	社債	9,018	8,997	21
	その他	43,717	43,364	352
	小計	140,008	138,942	1,066
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	275	297	△22
	債券	123,449	123,713	△263
	国債	2,362	2,364	△2
	地方債	110,519	110,705	△186
	社債	10,568	10,643	△74
	その他	35,627	36,207	△579
	小計	159,353	160,218	△865
合計		299,362	299,161	200

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ございません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	648	18	20
債券	41,825	87	63
国債	26,414	68	16
地方債	15,410	18	46
その他	25,000	484	376
合計	67,473	590	459

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ございません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2021年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	33	△0

2. 満期保有目的の金銭の信託(2021年3月31日現在)

該当ございません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2021年3月31日現在)

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が 取得原価を超え るもの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が 取得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	500	500	—	—	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	3,061 円 43 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	60 円 03 銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	59 円 79 銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 一百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、監査役3名 及び執行役員8名	取締役8名、監査役3名 及び執行役員3名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数 (注)	普通株式 95,600株	普通株式 74,500株
付与日	2011年7月29日	2012年7月31日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない	同 左
権利行使期間	2011年8月1日から 2041年7月28日まで	2012年8月1日から 2042年7月30日まで

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、監査役3名 及び執行役員3名	取締役10名、監査役3名 及び執行役員3名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数 (注)	普通株式 54,200株	普通株式 50,600株
付与日	2013年7月31日	2014年7月31日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない	同 左
権利行使期間	2013年8月1日から 2043年7月30日まで	2014年8月1日から 2044年7月30日まで

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、監査役3名 及び執行役員4名	取締役8名、監査役3名 及び執行役員5名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数 (注)	普通株式 37,500株	普通株式 66,200株
付与日	2015年7月31日	2016年7月29日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない	同 左
権利行使期間	2015年8月1日から 2045年7月30日まで	2016年8月1日から 2046年7月30日まで

	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、監査役4名 及び執行役員5名	取締役9名、監査役4名 及び執行役員5名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数（注）	普通株式 52,100株	普通株式 48,300株
付与日	2017年7月31日	2018年7月31日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない	同 左
権利行使期間	2017年8月1日から 2047年7月30日まで	2018年8月1日から 2048年7月30日まで

注． 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション
権利確定前（株）				
前連結会計 年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計 年度末	10,800	13,600	14,000	15,600
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	10,800	13,600	14,000	15,600

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利確定前（株）				
前連結会計 年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計 年度末	19,500	38,900	38,800	39,600
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	4,100	9,300	8,700
失効	—	—	—	—
未行使残	19,500	34,800	29,500	30,900

②単価情報

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり —円	1株当たり —円	1株当たり —円	1株当たり —円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 927円	1株当たり 854円	1株当たり 1,162円	1株当たり 1,411円

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり —円	1株当たり 983円	1株当たり 966円	1株当たり 966円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 1,715円	1株当たり 1,015円	1株当たり 1,396円	1株当たり 1,608円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(重要な後発事象)

該当ございません。

{

 2020年 4月1日から
 2021年 3月31日まで

}
連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	56,967	14,264	58,625	△250	129,606	163	1	838	△899	103	250	129,960
当期変動額												
剰余金の配当			△1,288		△1,288							△1,288
親会社株主に帰属する当期純利益			2,579		2,579							2,579
土地再評価差額金の取崩			87		87							87
自己株式の取得				△0	△0							△0
自己株式の処分		△14		80	66							66
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-	11	△1	△87	519	441	△31	410
当期変動額合計	-	△14	1,379	80	1,444	11	△1	△87	519	441	△31	1,855
当期末残高	56,967	14,250	60,004	△170	131,051	174	-	751	△380	544	219	131,815